

令和 6 年度 蟹江町地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画の修正の根拠

蟹江町地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 4 2 条）。

また、蟹江町地域防災計画の作成、修正は蟹江町防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 1 6 条）。

II 本年度の主な修正事項

1. 緊急通行車両を災害発生より前に指定することに関する修正について..... P 2
2. 災害中間支援組織に係る修正について..... P 2
3. 災害ケースマネジメントについて..... P 3
4. 防災基本計画に基づく修正について..... P 3
5. 愛知県地域防災計画に整合させる表記の整理について..... P 4
6. 蟹江町独自の修正について..... P 5

1. 緊急通行車両を災害発生より前に指定することに関する修正について

災害応急対策を実施するための指定行政機関等の車両については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害発生時等より前に行うことが可能とされたことに関する記載を修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害編
 - ・第1編 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 第2項 県
本文 p 8 新旧対照表 p 1
 - ・第3編 第7章 第1節 道路交通規制等 第1項 蟹江警察署における措置
本文 p 147、148 新旧対照表 p 8
 - ・第3編 第7章 第3節 緊急輸送手段の確保 第4項 緊急通行車両の確認
本文 p 149 新旧対照表 p 8
- 地震・津波編
 - ・第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 第2項 県
本文 p 16 新旧対照表 p 1
 - ・第3編 第8章 第1節 道路交通規制等 第2項 蟹江警察署における措置
本文 p 168 新旧対照表 p 8
 - ・第3編 第8章 第4節 緊急輸送手段の確保 第4項 緊急通行車両の確認
本文 p 171 新旧対照表 p 8

2. 災害中間支援組織に係る修正について

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について記載を修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害編
 - ・第2編 第1章 第2節 自主防災組織・災害ボランティアとの連携
 - 第1項 町及び県における措置 本文 p 21 新旧対照表 p 1
 - 第2項 町における措置 本文 p 21 新旧対照表 p 1
 - ・第3編 第4章 第4節 ボランティアの受入
 - 第4項 NPO・ボランティア関係団体等との連携
本文 p 132 新旧対照表 p 7
- 地震・津波編
 - ・第2編 第1章 第2節 自主防災組織・災害ボランティアとの連携
 - 第1項 町及び県における措置 本文 p 29 新旧対照表 p 1
 - 第2項 町における措置 本文 p 29、30 新旧対照表 p 1
 - ・第3編 第4章 第4節 ボランティアの受入
 - 第4項 NPO・ボランティア関係団体等との連携
本文 p 143 新旧対照表 p 7

3. 災害ケースマネジメントについて

県及び市町村が一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援の継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備に努めることについての記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 ・第4編 第4章 第2節 被災者台帳の作成及びケースマネジメントの実施
本文 p 225 新旧対照表 p 10
- 地震・津波編・第4編 第5章 第2節 被災者台帳の作成及びケースマネジメントの実施
本文 p 225 新旧対照表 p 10

4. 防災基本計画に基づく修正について

防災基本計画に基づく県の修正に従って、記載を修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編 ・第2編 第5章 第2節 防災上重要な都市施設の整備
第1項 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置
本文 p 46 新旧対照表 p 2
- ・第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
防災施設・設備及び災害用資機材の整備
第5項 情報の収集・連絡体制の整備等
本文 p 51 新旧対照表 p 3
- 第10項 災害廃棄物処理に係る事前対策
本文 p 53 新旧対照表 p 3
- ・第2編 第8章 第1節 避難所の指定・整備等 第1項 町における措置
本文 p 62～64 新旧対照表 p 3～5
- ・第2編 第8章 第2節 要配慮者支援対策
第1項 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置
本文 p 67～69 新旧対照表 p 5
- ・第4編 第4章 ■主な機関の措置
本文 p 222 新旧対照表 p 9
- ・第1節 罹災証明書の交付 第1項 町における措置
本文 p 222 新旧対照表 p 10
- 地震・津波編・第2編 第3章 第2節 防災上重要な都市施設の整備
第1項 町及び県（都市・交通局、建築局）における道路の整備
本文 p 48 新旧対照表 p 2
- ・第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
第5項 情報の収集・連絡体制の整備等
本文 p 55 新旧対照表 p 3
- 第11項 災害廃棄物処理に係る事前対策
本文 p 58 新旧対照表 p 3

- ・第2編 第7章 第1節 避難所の指定・整備等 第1項 町おける措置
本文 p 67～69 新旧対照表 p 4, 5
- ・第2編 第7章 第2節 要配慮者支援対策
第1項 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置
本文 p 72、73 新旧対照表 p 5
- ・第2編 第9章 第2節 津波防災体制の充実
第1項 町及び県（防災安全局、関係局）における措置
本文 p 80 新旧対照表 p 6
- ・第4編 第5章 ■主な機関の措置
本文 p 224 新旧対照表 p 9
第1節 罹災証明書の交付 第1項 町における措置
本文 p 225 新旧対照表 p 10

5. 愛知県地域防災計画に整合させる表記の整理について

愛知県地域防災計画の修正に順じた表記となるように、整理・修正する。

<修正箇所・新旧対照表>

- 風水害等編
 - ・第2編 第4章 第2節 ライフライン関係施設対策 第3項 ガス施設
本文 p 41 新旧対照表 p 2
 - ・第2編 第5章 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定
第1項 町及び県（都市・交通局、建築局）おける措置
本文 p 45 新旧対照表 p 2
 - ・第2編 第8章 ■基本方針
本文 p 61 新旧対照表 p 3
 - ・第2編 第11章 第2項 町における措置
本文 p 81 新旧対照表 p 6
 - ・第3編 第2章 第1節 気象警報等の発表・伝達
第8項 気象警報等の伝達系統
本文 p 103 図1 新旧対照表 p 7
 - ・第3編 第10章 ■主な機関の応急活動
本文 p 177 新旧対照表 p 9
 - ・第3編 第13章 第3節 上水道施設対策
本文 p 181 新旧対照表 p 9
 - ・第4編 第4章 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等
本文 p 225 新旧対照表 p 11
- 地震・津波編
 - ・第2編 第2章 第3節 ライフライン関係施設等の整備 第3項 ガス施設
本文 p 41 新旧対照表 p 2
 - ・第2編 第3章 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定
第1項 町及び県（都市・交通局、建築局）おける措置
本文 p 47 新旧対照表 p 2
 - ・第2編 第7章 ■基本方針
本文 p 66 新旧対照表 p 4

- ・第3編 第2章 第1節 気象警報等の伝達
第1項 気象庁及び名古屋地方気象台における措置
本文 p 118 新旧対照表 p 6
- ・第4項 気象警報等の伝達系統 津波警報等の伝達系等
本文 p 119 図 新旧対照表 p 7
- ・第3編 第14章 第2節 ガス施設対策
第1項 東邦瓦斯株式会社における措置
本文 p 197 新旧対照表 p 9
- ・第4編 第5章 ■主な機関の措置
本文 p 224 新旧対照表 p 9、10
- ・第4編 第5章 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等
第1項 本文 p 225 新旧対照表 p 10

6. 蟹江町独自の修正について

(1) 職員の非常配備の基準について、記載を追加する。

<修正箇所・新旧対照表>

■風水害等編 ・第3編 第1章 第3節 職員の非常配備 第1項 職員の非常配備
本文 p 90 新旧対照表 p 6

種 別	第二非常配備
配備内容	(略)
配備時期	(追加)

(1) 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する可能性が高まったとき

項目番号(1)～(5)を(2)～(6)に修正